

○ 財務省告示第四百三号  
平成二十一年十一月三十日施行規則  
条件等を次のとおり告示する。  
政府短期証券（第七十一回）  
第十五条第一項の規定に基づき、平成十一年大蔵省の規定に基づき、平成三十日より告示する。

二 一 発行令  
の法律発行号名稱及び記  
條項及の根拠  
及び根拠

四 三 二 一  
發行用振替法の適  
行方法の適

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財  
国定特あ争入。一格替適下へ平成十三年法  
債め別つ入札に以を機用一平成十三年法  
市る参て札發によ「争は受けるもとい」  
場も加、「争は受けるもとい」  
特の者財同「争は受けるもとい」  
別にご務時と行格付本銀もとい  
參よと大にい「争は受けるもとい」  
加るに臣行う「争は受けるもとい」  
者発応がわく「争は受けるもとい」  
・行募各れ及一札わする「争は受けるもとい」  
第へ限國るび価一札わする「争は受けるもとい」  
I以度債入価格とる「争は受けるもとい」  
非下額市札格競い入の定法

九 八	七	六	五
	口 イ	口 イ	口 イ
	払	発	方 募
振替額	最高行 入価額・ 札格面 金	争非者 別債札 格第競 發競I	特國入 価込行 債札格 市發競 場行爭 額
振替法の規 定による振 替口座簿	千萬円 二千兆 千二千 百六千 円八百二 十五百 一十八 億円十 二四億 三千 三百十 四十	万四八五 兆 二 千 六 百 五 一 百 二 千 八 百 三 百 十 一	額千額 面万面 金円金 額額 でで 四五 千兆 二百八 三百 八十三 五百億 九
			込募各當も各 み限國ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を圃別応ち 割内參募應 りに加額募 當お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申應りい
			価 格 競 争 入 札 發 行 一 と い う 。

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発	
払 者	入 場	元 債		債 行	争 非	者 特	国 入 価 發	
込 期 日	札 参 加	所 支 払	金 金 額	還 期 限	入 債 ・ 期 札 格 第 參 市 競 發 競 I	別 債 札 格 第 參 市 競 價 加 場	行 行 競 價 格 日	
平 成 二 十 一 年 十 一 月 三 十 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ 。 き を 受 け た 者	日 本 銀 行 百 百 円	額 面 金 額 を 支 き 払 に う 、 つ 。 そ が 月 期 三 月 八 行 日 休 業 業 日 に	償 還 金 る と 、 は に う 、 そ が 月 の 銀 翌 行 日 當 休 業 業 日 に	当 た し と 償 償 二 、 百 百 厘 厘 百 厘 毛 毛 上 九 九 十 九 九 九	平 成 大 額 百 百 八 八 百 七 五 毛 毛 上 九 九 十 九 九 ぞ	額 額 額 額 格 百 百 八 八 百 五 円 五 円 上 九 九 十 九 九 ぞ	す る 。整 數又 倍は の記 金錄 額は 、最 る低 も額 の面 と金